INABA

因幡電機産業株式会社

証券コード　9934

第71期 定時株主総会招集ご通知

日　時

2019年６月21日（金曜日）午前10時

場　所

大阪市西区立売堀４丁目11番14号
当社 11階会議室
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

決 議 事 項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役11名選任の件
第３号議案　監査役 1 名選任の件

目　次

第71期定時株主総会招集ご通知……P. 1
株主総会参考書類……P. 3
事業報告……P.14
計算書類……P.37
監査報告……P.43

株主各位

証券コード 9934
2019年５月31日

大阪市西区立売堀４丁目11番14号
因幡電機産業株式会社
代表取締役社長　守谷承弘

第71期定時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第71期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、**2019年６月20日（木曜日）午後５時15分まで**に到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1　日　　時　**2019年６月21日（金曜日）午前10時**

2　場　　所　**大阪市西区立売堀４丁目11番14号**
当社 11階会議室（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3　目的事項

報告事項

1．第71期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2．第71期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役11名選任の件
第３号議案　監査役 １名選任の件

以　上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- 次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.inaba.co.jp）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
  ① 連結計算書類の「連結注記表」
  ② 計算書類の「注記表」
  したがって、本招集ご通知添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査した対象の一部であります。
- 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.inaba.co.jp）に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主様におかれましては、以下のいずれかの方法により、議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

1 株主総会にご出席いただける場合



議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時
2019年
6月21日（金曜日）
午前10時

2 書面(議決権行使書)で議決権を行使する場合



各議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限
2019年
6月20日（木曜日）
午後5時15分
到着

議案及び参考事項

第1号議案 ≫ 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つと位置付け、配当と自己株式の取得を合わせた中期的な総還元性向を50％程度とすることを基本方針としております。年２回（中間配当及び期末配当）の安定配当に加え、市場動向を考慮しながら柔軟に特別配当や自己株式の取得を実施してまいります。

この方針に基づき、当期の配当につきましては、期末配当を１株当たり70円とし、中間配当70円と合わせて年間配当を１株当たり140円といたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① **配当財産の種類**
金銭といたします。

② **配当財産の割当てに関する事項及びその総額**
上記方針に基づき、当期の１株当たり期末配当金につきましては、70円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は1,945,515,530円となります。

③ **剰余金の配当が効力を生じる日**
2019年６月24日といたしたいと存じます。

１株当たりの配当金（年間）の推移　（単位：円）

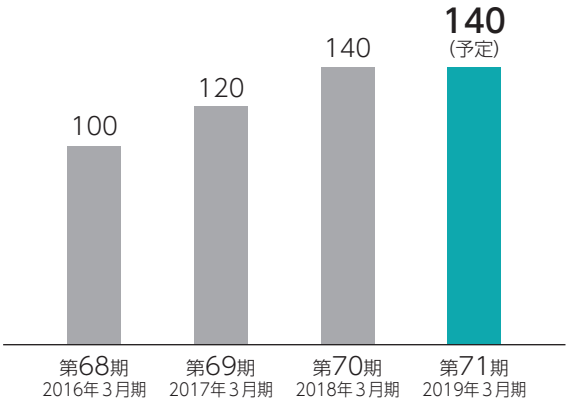

第2号議案 ≫ 取締役11名選任の件

取締役全員（10名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため１名増員し、取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

取締役候補者一覧

候補者番号	氏名（ふりがな）	当社における地位及び担当
1	再任 守谷 承弘（もりや よしひろ）	代表取締役社長
2	再任 喜多 肇一（きた せいいち）	常務取締役
3	再任 枝村 浩平（えだむら こうへい）	専務取締役営業戦略本部長
4	再任 家郷 晴行（いえさと はるゆき）	専務取締役管理本部長
5	再任 奥田 善紀（おくだ よしのり）	常務取締役電材カンパニー長
6	再任 岩倉 広幸（いわくら ひろゆき）	取締役生産・技術本部長
7	再任 北野 明彦（きたの あきひこ）	取締役産機カンパニー長
8	再任 田代 浩明（たしろ ひろあき）	取締役電設カンパニー長
9	再任 芝池 勉（しばいけ つとむ） 独立役員 社外取締役候補者	社外取締役
10	再任 中村 克宏（なかむら かつひろ） 独立役員 社外取締役候補者	社外取締役
11	新任 藤原 友江（ふじわら ともえ） 独立役員 社外取締役候補者	

候補者番号 1 **守谷 承弘**（もりや よしひろ） （1951年9月20日生） 再任

■ 所有する当社株式の数
46,835株

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1974年 3 月	当社入社
1998年 6 月	当社取締役電設事業部長
2001年 4 月	当社取締役電設本部長兼電設事業部長
2001年10月	当社取締役電設本部長兼電設事業部長兼近畿電設事業部長
2002年 4 月	当社取締役電設本部長
2003年 4 月	当社常務取締役電設本部長
2004年 4 月	当社代表取締役社長兼電設本部長
2005年 4 月	当社代表取締役社長
2010年 4 月	当社代表取締役社長兼営業本部長
2012年 4 月	当社代表取締役社長（現任）

■ 取締役候補者とした理由

守谷承弘氏は、現在代表取締役社長であり、長年にわたって当社の経営を担い、先見性のある経営力で事業拡大と企業価値向上に多くの成果をあげてまいりました。その豊富な経験と実績に基づく幅広い知見を有していることから、当社の取締役としての責務と役割を果たすことができると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号 2 **喜多 肇一**（きた せいいち） （1959年8月19日生） 再任

■ 所有する当社株式の数
12,709株

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1982年 3 月	当社入社
2011年 6 月	当社取締役電材西日本事業部長
2014年 4 月	当社常務取締役電材西日本事業部・電工事業部管掌
2014年10月	当社常務取締役生産技術本部長兼電材西日本事業部・電工事業部管掌
2015年 4 月	当社常務取締役生産技術本部長兼電工事業部管掌
2016年 4 月	当社常務取締役電工本部長
2019年 4 月	当社常務取締役（現任）

■ 取締役候補者とした理由

喜多肇一氏は、現在常務取締役であり、当社の自社製品事業及び電設資材事業において豊富な経験と実績に基づく幅広い知見を有していることから、当社の取締役としての責務と役割を果たすことができると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号 3 **枝村（えだむら） 浩平（こうへい）**（1956年7月29日生） 再任

■ 所有する当社株式の数
21,761株

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1979年 9 月	当社入社
2005年 6 月	当社取締役電設本部長
2008年 4 月	当社取締役電設本部長兼電設東日本事業部長
2010年 4 月	当社常務取締役営業本部担当兼電設東日本事業部長兼近畿電設事業部・営業企画部担当
2011年 4 月	当社常務取締役営業副本部長兼電設東日本事業部・電設西日本事業部・近畿電設事業部担当
2012年 4 月	当社常務取締役営業副本部長兼電設西日本事業部海外営業部長兼電設東日本事業部・電設西日本事業部・近畿電設事業部担当
2013年 4 月	当社常務取締役営業副本部長兼電設西日本事業部海外営業部長兼電設東日本事業部・電設西日本事業部・近畿電設事業部管掌
2014年 4 月	当社常務取締役営業副本部長兼総合営業統括部長兼電設東日本事業部・電設西日本事業部・近畿電設事業部管掌
2016年 4 月	当社常務取締役電設本部長兼総合営業統括部管掌
2017年 4 月	当社専務取締役電設本部長兼総合営業統括部管掌
2019年 4 月	当社専務取締役営業戦略本部長（現任）

■ 取締役候補者とした理由

枝村浩平氏は、現在専務取締役営業戦略本部長であり、当社の電設資材事業において豊富な経験と実績に基づく幅広い知見を有していることから、当社の取締役としての責務と役割を果たすことができると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号 4 家郷 晴行（いえさと はるゆき）（1957年3月22日生） 再任

■ 所有する当社株式の数
14,055株

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1980年 3 月	当社入社
2003年 6 月	当社取締役経営企画室長兼総務部長
2010年 4 月	当社取締役管理本部長兼経営企画室長兼総務部長
2012年 4 月	当社取締役管理本部長兼経営企画室長兼総務部長兼東京管理部長
2013年10月	当社取締役管理本部長兼経営企画室長
2014年 4 月	当社常務取締役管理本部長兼経営企画室長
2017年 4 月	当社専務取締役管理本部長兼経営企画室長
2018年 7 月	当社専務取締役管理本部長（現任）

■ 取締役候補者とした理由

家郷晴行氏は、現在専務取締役管理本部長であり、当社の本社部門での豊富な経験と実績に基づく幅広い知見を有していることから、当社の取締役としての責務と役割を果たすことができると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号 5 **奥田 善紀**（おくだ よしのり） （1958年3月16日生） 再任

■ 所有する当社株式の数
8,169株

■ **略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）**

1980年 3 月	当社入社
2009年 6 月	当社取締役電材西日本事業部長兼特販営業部長
2010年 4 月	当社取締役電材西日本事業部長
2011年 4 月	当社取締役電材東日本事業部長
2014年 4 月	当社取締役商品事業部長
2016年 4 月	当社取締役商品本部長
2017年 4 月	当社取締役商品本部長兼ＮＢ統括部長
2018年 7 月	当社取締役商品本部長兼ＮＢ統括部長兼ＰＢ統括部長
2019年 4 月	当社常務取締役電材カンパニー長（現任）

■ **取締役候補者とした理由**

奥田善紀氏は、現在常務取締役電材カンパニー長であり、当社の電設資材事業及び物流分野において豊富な経験と実績に基づく幅広い知見を有していることから、当社の取締役としての責務と役割を果たすことができると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号 6 **岩倉 広幸**（いわくら ひろゆき） （1959年3月3日生） 再任

■ 所有する当社株式の数
8,586株

■ **略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）**

1983年 3 月	当社入社
2011年 6 月	当社取締役電設東日本事業部長兼海外営業部長
2012年 4 月	当社取締役電設東日本事業部長
2014年 4 月	当社取締役電設東日本事業部長兼電材東日本事業部管掌
2016年 4 月	当社取締役電材本部長
2019年 4 月	当社取締役生産・技術本部長（現任）

■ **取締役候補者とした理由**

岩倉広幸氏は、現在生産・技術本部長であり、当社の電設資材事業及び産業機器事業において豊富な経験と実績に基づく幅広い知見を有していることから、当社の取締役としての責務と役割を果たすことができると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号 7 **北野 明彦**（きたの あきひこ） （1957年5月16日生） 再任

■ 所有する当社株式の数
8,323株

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1980年 3 月　当社入社
2016年 6 月　当社取締役産機本部長兼産業システム事業部長
2017年 4 月　当社取締役産機本部長
2019年 4 月　当社取締役産機カンパニー長（現任）

■ 取締役候補者とした理由

北野明彦氏は、現在産機カンパニー長であり、当社の産業機器事業において豊富な経験と実績に基づく幅広い知見を有していることから、当社の取締役としての責務と役割を果たすことができると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号 8 **田代 浩明**（たしろ ひろあき） （1967年4月12日生） 再任

■ 所有する当社株式の数
3,225株

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1991年 6 月　当社入社
2017年 6 月　当社取締役電設西日本事業部長
2019年 4 月　当社取締役電設カンパニー長（現任）

■ 取締役候補者とした理由

田代浩明氏は、現在電設カンパニー長であり、当社の電設資材事業において豊富な経験と実績に基づく幅広い知見を有していることから、当社の取締役としての責務と役割を果たすことができると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号 9 **芝池 勉**（しばいけ つとむ）（1953年６月６日生）

再任 | 独立役員 | 社外取締役候補者

■ 所有する当社株式の数
0株

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1976年11月	監査法人サンワ東京丸の内事務所（現　有限責任監査法人トーマツ）入所
1980年３月	公認会計士登録
1996年６月	監査法人トーマツ（現　有限責任監査法人トーマツ）代表社員（2015年９月退所）
2011年４月	西宮市包括外部監査人
2015年10月	芝池公認会計士事務所開設（現任）
2016年６月	当社取締役（現任）
2017年６月	石原ケミカル㈱ 社外監査役（現任）
2019年１月	㈱紫光技研 監査役（現任）

■ 社外取締役候補者とした理由及び職務を適切に遂行できると判断した理由

芝池勉氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しておられることから、当社の社外取締役としての責務と役割を果たすことができると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたします。

候補者番号 10 **中村 克宏**（なかむら かつひろ）（1978年４月24日生）

再任 | 独立役員 | 社外取締役候補者

■ 所有する当社株式の数
0株

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

2003年10月	弁護士登録（大阪弁護士会）勝部・髙橋法律事務所入所（現任）
2018年６月	当社取締役（現任）

■ 社外取締役候補者とした理由及び職務を適切に遂行できると判断した理由

中村克宏氏は、弁護士として企業法務に精通しており、豊富な経験と専門的な知見を有しておられることから、当社の社外取締役としての責務と役割を果たすことができると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたします。

候補者番号11 **藤原（ふじわら） 友江（ともえ）**（1978年８月８日生）

新任　独立役員　社外取締役候補者

■ 所有する当社株式の数
0株

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

2004年12月　あずさ監査法人（現　有限責任あずさ監査法人）入所（2017年6月退所）
2008年10月　公認会計士登録
2017年７月　髙山公認会計士事務所開設（現任）
2017年８月　税理士登録

■ 社外取締役候補者とした理由及び職務を適切に遂行できると判断した理由

藤原友江氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しておられることから、当社の社外取締役としての責務と役割を果たすことができると判断し、新たに選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたします。

（注）１．各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
２．芝池 勉氏及び中村 克宏氏は、現在当社の社外取締役でありますが、それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって芝池氏が３年、中村氏が1年となります。
３．芝池 勉氏及び中村 克宏氏は、当社との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。なお、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、藤原 友江氏が選任された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
４．当社は、芝池 勉氏及び中村 克宏氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。また、藤原 友江氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が選任された場合は、独立役員として届け出る予定であります。

第３号議案 監査役１名選任の件

監査役伊藤芳晃氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

伊藤 芳晃（いとう よしてる）（1972年５月14日生）

再任　社外監査役候補者

■ 所有する当社株式の数
0株

■ 略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

2001年10月　弁護士登録（大阪弁護士会）近畿合同法律事務所入所
2008年１月　同事務所パートナー（現任）
2015年６月　当社監査役（現任）

■ 社外監査役候補者とした理由及び職務を適切に遂行できると判断した理由

伊藤芳晃氏は、現在当社の社外監査役であり、同氏の弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を、当社の監査体制の強化に活かしていただきたいためであります。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

（注）１．候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
２．伊藤 芳晃氏は、現在当社の社外監査役でありますが、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって４年となります。
３．伊藤 芳晃氏は、当社との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

以　上

事業報告 （2018年４月１日から2019年３月31日まで）

1 企業集団の現況に関する事項

1 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、良好な雇用情勢の継続に伴う個人消費の持ち直しなどを背景に緩やかな回復基調が続きました。しかしながら、下半期に米国発の貿易摩擦による海外経済減速の影響を受け、景気回復に足踏み感がみられました。

当社グループの係わる電設資材業界は、製造業を中心とした設備投資の拡大や首都圏の再開発などにより堅調に推移いたしました。

また自社製品の係わる空調業界は、買い替え需要の高まりや記録的猛暑の影響により、2018年度のルームエアコンの国内出荷台数が981万台（前年同期比8.4％増）となり、好調に推移いたしました。

このような情勢のなか、当社グループは中長期的な経営戦略に沿って、重点施策を着実に推進するとともに、積極的な営業活動を展開いたしました。

その結果、売上高は2,785億25百万円（前年同期比7.9％増）、営業利益は141億14百万円（前年同期比5.5％増）、経常利益は144億77百万円（前年同期比6.8％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は94億62百万円（前年同期比6.7％増）となり、過去最高の業績を更新いたしました。

売上高

第70期 2018年３月期	前年同期比	第71期 2019年３月期
2,581億7百万円	7.9％増	» 2,785億25百万円

営業利益

第70期 2018年３月期	前年同期比	第71期 2019年３月期
133億78百万円	5.5％増	» 141億14百万円

経常利益

第70期 2018年３月期	前年同期比	第71期 2019年３月期
135億59百万円	6.8％増	» 144億77百万円

親会社株主に帰属する当期純利益

第70期 2018年３月期	前年同期比	第71期 2019年３月期
88億66百万円	6.7％増	» 94億62百万円

セグメントの業績は、次のとおりであります。

電設資材事業

首都圏の再開発や東京オリンピックに向けた建設需要の高まりなどを受け、電線ケーブル類の販売が増加したことに加え、発電機や受配電設備の売上が好調に推移した結果、売上高1,894億50百万円（前年同期比10.2%増）となりました。

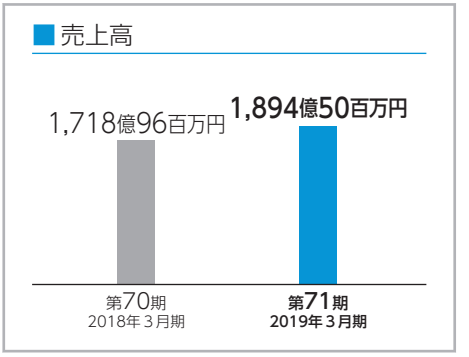

産業機器事業

半導体関連の一部で設備投資に慎重な姿勢がみられ、電子部品の販売が減少したものの、人手不足に伴う省力化投資需要の高まりを受け、ロボット関連やＡＧＶの売上が増加した結果、売上高320億14百万円（前年同期比0.6%増）となりました。

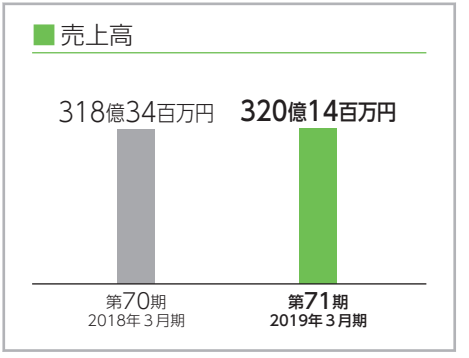

自社製品事業

ルームエアコン出荷台数の増加を背景に空調配管化粧カバー「スリムダクトシリーズ」や副資材の売上が伸長したほか、銅価格の上昇に伴う値上げなどにより被覆銅管が増収となった結果、売上高570億61百万円（前年同期比4.9%増）となりました。

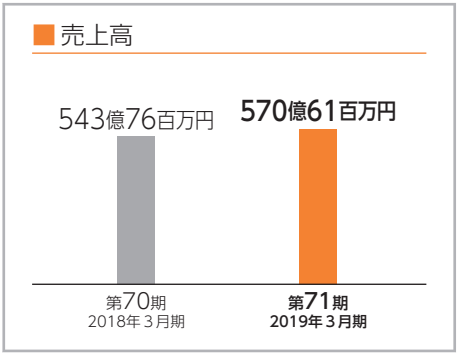

2 設備投資の状況

当社グループでは、企業競争力の強化及び中長期的な成長のため、生産設備の増設や更新のほか、基幹系業務システムをはじめとしたソフトウェアの開発を中心に総額12億79百万円の設備投資を実施いたしました。

3 資金調達の状況

記載すべき事項はありません。

4 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、海外経済の減速に伴う影響が懸念されるものの、首都圏を中心とした再開発や人手不足に伴う省力化投資の拡大などを背景に今後も堅調に推移するものと予想されます。

このような認識のもと、当社グループは中長期的な成長を目指し、①自社製品（ＰＢ商品を含む）の開発・拡充、②省エネ・省力化ソリューションの推進、③首都圏市場におけるシェア拡大、④グローバル展開の加速といった重点施策を着実に実行していくことによって企業価値の最大化を追求してまいります。

当面の課題として、グループ内の連携を強化し、シナジーの創出による収益力の向上に取り組んでまいります。

5 財産及び損益の状況の推移

区　分	第 68 期 2016年３月期	第 69 期 2017年３月期	第 70 期 2018年３月期	第 71 期 2019年３月期 当連結会計年度
売上高 (百万円)	250,064	241,417	258,107	**278,525**
経常利益 (百万円)	12,957	12,516	13,559	**14,477**
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	7,909	8,169	8,866	**9,462**
１株当たり当期純利益 (円)	285.09	296.66	320.22	**338.40**
総資産 (百万円)	175,118	179,401	196,414	**202,454**
純資産 (百万円)	103,878	110,238	118,928	**122,598**
１株当たり純資産額 (円)	3,757.92	3,986.72	4,238.09	**4,388.18**

(注) １．記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
２．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数を用いて算出しております。
３．１株当たり純資産額は、期末発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数を用いて算出しております。
４．「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度の総資産の金額については、当該会計基準を遡って適用した後の金額となっております。

売上高 (単位：百万円)

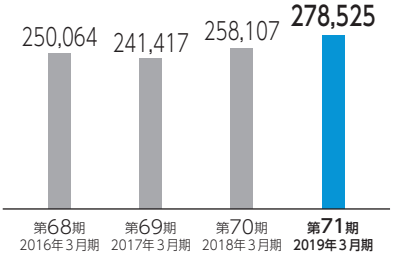

経常利益 (単位：百万円)

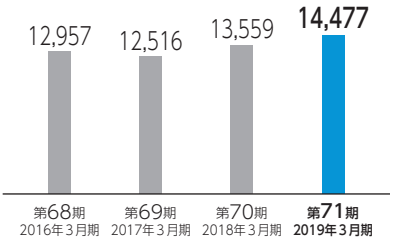

親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)

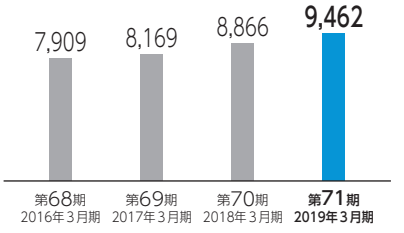

１株当たり当期純利益 (単位：円)

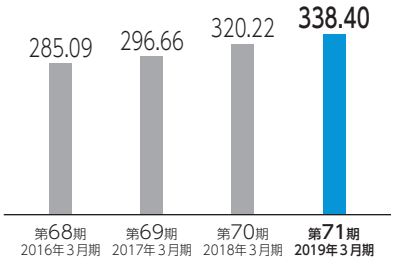

総資産 / 純資産 (単位：百万円)

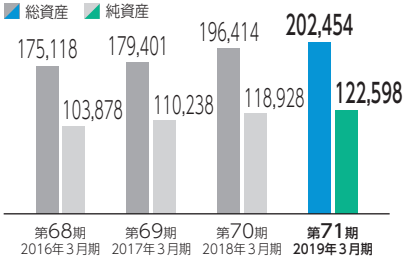

１株当たり純資産額 (単位：円)

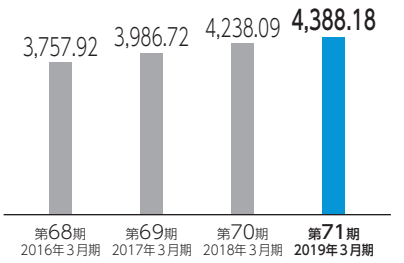

6 重要な子会社の状況 (2019年３月31日現在)

会　社　名	資　本　金	当社の出資比率	主要な事業内容
㈱パトライト	300 百万円	100%	自社製品事業
SIAM ORIENT ELECTRIC CO.,LTD.	133 百万バーツ	100%	自社製品事業

7 主要な事業内容 (2019年３月31日現在)

当社グループは、電設資材及び産業機器等の卸販売並びに空調部材等の製造販売を主な事業としております。

セグメントごとの主要品目は次のとおりであります。

セグメント	主　要　品　目
電設資材事業	電線ケーブル類、配管類、照明器具、配線器具、受配電機器、空調機器、音響通信システム、防災セキュリティシステム、発電機、太陽光発電システム、計測機器、工具類
産業機器事業	制御機器、電子部品、ＦＡ関連機器
自社製品事業	空調用被覆銅管、空調配管化粧カバー、空調関連部材、表示灯、回転灯、散光式警光灯、情報配線システム、給排水管

8 主要な営業所及び工場 (2019年３月31日現在)

① 当社

本社	大阪本社：大阪市西区立売堀４丁目11番14号 東京本社：東京都港区港南４丁目１番８号
工場	茨城工場、奈良工場、福岡工場
物流センター	東京物流センター、大阪物流センター
営業所 （25営業所）	(近　畿) 京都営業所など７営業所 (関　東) 横浜営業所など５営業所 (北海道) 札幌営業所など２営業所 (東　北) 仙台営業所など３営業所 (東　海) 名古屋営業所 (北　陸) 金沢営業所 (中　国) 広島営業所など３営業所 (九　州) 福岡営業所など３営業所

② 子会社

㈱パトライト	大阪市
SIAM ORIENT ELECTRIC CO.,LTD.	タイ王国チョンブリ県

9 企業集団の使用人の状況 (2019年３月31日現在)

セグメント	使用人数	前連結会計年度末比増減
電設資材事業	822 (95) 名	19 (9) 名
産業機器事業	180 (18)	18 (4)
自社製品事業	1,056 (273)	12 (1)
全社（共通）	89 (5)	△10 (△1)
合計	2,147 (391)	39 (13)

(注) 1．使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2．全社（共通）として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

2 会社の株式に関する事項 (2019年3月31日現在)

1 発行可能株式総数　76,460,000株

2 発行済株式の総数　28,209,500株

(注) ストックオプションの行使により、発行済株式の総数は218,800株増加しております。

3 当事業年度末の株主数　6,582名

4 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,832,700株	6.59%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,518,400	5.46
株式会社りそな銀行	798,120	2.87
因幡電機従業員持株会	603,624	2.17
GOVERNMENT OF NORWAY	548,200	1.97
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	546,200	1.96
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	534,800	1.92
THE BANK OF NEW YORK, TREATY JASDEC ACCOUNT	430,200	1.54
JP MORGAN CHASE BANK 385151	408,753	1.47
吉川昌子	402,700	1.44

(注) 1. 当社は、自己株式を416,421株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

1 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2019年3月31日現在)

① 当社役員の保有に係る新株予約権の内容の概要

名　称 (発行決議日)	新株予約権の数	目的となる株式の数	払込金額	行使に際して出資される財産の価額	行　使　期　間
			(1個当たり)	(1個当たり)	
第8回新株予約権 (2014年7月28日)	1,196個	119,600株	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	356,000円	2016年7月29日から 2021年7月28日まで
第9回新株予約権 (2015年7月31日)	2,497個	249,700株	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	403,400円	2017年8月1日から 2022年7月31日まで
第10回新株予約権 (2016年7月29日)	2,971個	297,100株	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	348,600円	2018年7月30日から 2023年7月29日まで
第11回新株予約権 (2017年7月31日)	4,365個	436,500株	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	449,000円	2019年8月1日から 2024年7月31日まで
第12回新株予約権 (2018年7月30日)	4,620個	462,000株	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	467,900円	2020年7月31日から 2025年7月30日まで

(注) 行使の条件は次のとおりであります。
新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

② 当社役員の保有する新株予約権の区分別の状況

名　称	取　締　役（社外取締役を除く）		社外取締役		監　査　役	
	新株予約権の数及び目的となる株式の数	保有者数	新株予約権の数及び目的となる株式の数	保有者数	新株予約権の数及び目的となる株式の数	保有者数
第 8 回新株予約権	604個　(60,400株)	5名	0個　(0株)	0名	20個 (2,000株)	1名
第 9 回新株予約権	767個　(76,700株)	7名	0個　(0株)	0名	50個 (5,000株)	1名
第10回新株予約権	811個　(81,100株)	8名	0個　(0株)	0名	0個　(0株)	0名
第11回新株予約権	1,050個 (105,000株)	8名	0個　(0株)	0名	0個　(0株)	0名
第12回新株予約権	1,050個 (105,000株)	8名	0個　(0株)	0名	0個　(0株)	0名

(注) 監査役が保有している新株予約権は、使用人として在籍中に付与されたものです。

2 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

		第12回新株予約権	
発行決議日		2018年７月30日	
新株予約権の数		4,640個 （新株予約権１個につき100株）	
目的となる株式の数		464,000株	
払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
行使に際して出資される財産の価額		１個当たり467,900円	
行使期間		2020年７月31日から 2025年７月30日まで	
行使の条件		（注）	
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数 目的となる株式数 交付者数	3,390個 339,000株 233名
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数 目的となる株式数 交付者数	0個 0株 0名

（注）行使の条件は次のとおりであります。
新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

4 会社役員に関する事項

1 取締役及び監査役の氏名等 （2019年３月31日現在）

会社における地位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	守谷　承弘	
専務取締役	枝村　浩平	電設本部長兼総合営業統括部管掌
専務取締役	家郷　晴行	管理本部長
常務取締役	喜多　肇一	電工本部長
取締役	奥田　善紀	商品本部長兼ＮＢ統括部長兼ＰＢ統括部長
取締役	岩倉　広幸	電材本部長
取締役	北野　明彦	産機本部長
取締役	田代　浩明	電設西日本事業部長
取締役	芝池　勉	公認会計士 石原ケミカル㈱　社外監査役 ㈱紫光技研　監査役
取締役	中村　克宏	弁護士
常勤監査役	石本　朝史	
監査役	井之上　明彦	公認会計士
監査役	伊藤　芳晃	弁護士

（注）１．取締役芝池 勉氏及び中村 克宏氏は、社外取締役であります。
２．監査役井之上 明彦氏及び伊藤 芳晃氏は、社外監査役であります。
３．監査役井之上 明彦氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．当事業年度中の担当の異動は、次のとおりです。
①2018年７月１日付で、専務取締役家郷 晴行氏の担当が、管理本部長兼経営企画室長から管理本部長となりました。
②2018年７月１日付で、取締役奥田 善紀氏の担当が、商品本部長兼ＮＢ統括部長から商品本部長兼ＮＢ統括部長兼ＰＢ統括部長となりました。
５．常勤監査役福田 聡一郎氏は、2018年９月28日をもって逝去により退任いたしました。
６．当社は、取締役芝池 勉氏及び中村 克宏氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

2 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

3 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　分	員　数	報酬等の種類別の総額		報酬等の総額
		基　本　報　酬	ストックオプション	
取　締　役	11名	354百万円	54百万円	409百万円
監　査　役	4名	26百万円	－	26百万円
合　計	15名	381百万円	54百万円	436百万円

（注）１．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．上記報酬等の総額のうち、社外取締役３名及び社外監査役２名の報酬の合計額は15百万円であります。
３．取締役及び監査役の報酬等の総額には、2018年６月22日開催の第70期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名並びに2018年９月28日をもって逝去により退任した監査役１名を含んでおります。なお、当事業年度末日現在の役員の員数は、取締役10名（うち社外取締役２名）及び監査役３名（うち社外監査役２名）であります。
４．取締役の報酬限度額は、2018年６月22日開催の第70期定時株主総会において、年額600百万円以内（内社外取締役分50百万円）（ただし、使用人分給与は含みません。）と決議いただいております。また別枠で、2009年６月19日開催の第61期定時株主総会において、ストックオプション報酬額として年額100百万円以内と決議いただいております。
５．監査役の報酬限度額は、1997年６月27日開催の第49期定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。

4 社外役員に関する事項

①　他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役芝池 勉氏は、石原ケミカル㈱の社外監査役並びに㈱紫光技研の監査役であります。なお、当社と石原ケミカル㈱及び㈱紫光技研との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

【取締役】

氏名	取締役会 出席回数(出席率)	発言状況
芝池 勉	12回中12回(100%)	公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見を述べております。
中村 克宏	10回中10回(100%)	弁護士としての専門的見地から、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見を述べております。

(注) 中村 克宏氏は、2018年6月22日開催の第70期定時株主総会において選任されたため、取締役会の開催回数が他の社外取締役と異なります。なお、同氏の就任後の取締役会の開催回数は、10回であります。

【監査役】

氏名	取締役会 出席回数(出席率)	監査役会 出席回数(出席率)	発言状況
井之上 明彦	12回中12回(100%)	8回中8回(100%)	公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見を述べております。また、監査役会においても職務執行に関する事項について意見を述べております。
伊藤 芳晃	12回中12回(100%)	8回中8回(100%)	弁護士としての専門的見地から、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見を述べております。また、監査役会においても監査の方法に関する事項について意見を述べております。

5 会計監査人の状況

1 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	46百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	46百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と、金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
2．当社の海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。
3．監査役会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料・報告を受け、前事業年度の監査計画と会計監査実績の分析・評価を踏まえ、当事業年度の監査計画における監査時間・配置計画及び報酬の見積もりの相当性について判断した結果、会社法第399条第１項の同意を行っております。

3 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6 会社の体制及び方針

1 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、「内部統制システム構築に関する基本方針」に掲げる体制を整備しており、社長直属の専任部門である監査室が毎事業年度の内部統制監査基本計画に従い、内部統制システムの運用状況について監査しております。その過程で発見された問題点に対しては是正及び改善を行い、監査結果を取締役会へ報告することにより、適切な内部統制システムの整備及び運用に努めております。

2018年度におきましては、外部講師を招いてのコンプライアンス研修や法令、社内規定等を遵守するための「行動基準」等の周知徹底により組織及び個人のコンプライアンスに対する意識の向上に取り組みました。また、事業環境の変化や関係法令の改正等に応じてリスクの洗い出しを行うとともに、重大なリスクへの対策を講じ、リスク低減を図りました。

以上のことから、2018年度における当社の内部統制システムは有効に運用されたものと判断しております。

内部統制システム構築に関する基本方針の概要は次のとおりであります。

①当社及び子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 法令、社内規定等を遵守するための「行動基準」等を定め、これを当社及び子会社の取締役等及び使用人に周知徹底します。
- コンプライアンス委員会を設置し、リスクマネジメントと企業倫理・コンプライアンスを統合して推進します。
- 内部監査を実施し、倫理性・透明性の高い事業活動を実践できるよう遵法精神の浸透を図ります。
- 内部通報制度を導入し、法令等に違反する行為、またはそのおそれのある行為について、当社及び子会社の取締役等及び使用人より通報を受け付けます。
- 社外取締役を選任し、経営監視機能を強化します。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 取締役の職務の執行に係る情報は文書または電磁的媒体に記録し、法令、社内規定等に基づいて適切に保存及び管理します。
- 透明性の高い経営を実現するために、情報開示委員会を設置し、重要情報について適時に積極的な開示を行います。

③当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- 各事業部単位でリスクの洗い出しを行い、定期的に見直しを行います。また、重点対応リスク及び対応方針を検討し、各部門で対応策を実施します。
- 各子会社の所管部門を定め、所管部門は関連部門と協力して子会社のリスク管理を行います。

・上記のうちグループ全体に関係する重大リスクについては、全社的な対応を行います。
・危機発生の際には、対策委員会を設置する等して報告及び情報伝達を迅速に行い、必要な対策を講じます。

④当社及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・社内カンパニー制を採用し、各事業部の執行責任及び成果責任を明確化するとともに意思決定の迅速化と業務の効率化を図ります。
・子会社の経営については自主性を尊重しつつ、必要に応じて適切な指導や助言を行い、グループとしての経営効率を図ります。
・取締役会にて構築すべき内部統制の有効性について、内部監査にて検証します。

⑤子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

「関係会社管理規定」に基づき、各子会社は経営内容等の定期的な報告と重要事項についての事前協議を行います。

⑥財務報告の信頼性を確保するための体制

・当社グループの財務報告の信頼性を確保するために、財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、関連規定等の整備を図るとともに適切に報告する体制を整備します。
・その体制についての整備・運用状況を定期的・継続的に評価する仕組みを構築します。

⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役会は監査役と協議のうえ、当該使用人を指名します。
・当該使用人は監査役の指揮命令下で職務遂行します。
・当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等には監査役の同意を必要とします。

⑧当社及び子会社の取締役等及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

・取締役は重要事項について監査役に遅滞なく報告します。
・内部監査の結果は監査報告書の交付により監査役に報告されます。
・監査役は取締役及び使用人から子会社の管理の状況について報告を受け、必要があるときは、子会社に対し事業の報告を求めます。

⑨監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報制度における通報窓口には監査役も含まれ、通報者は内部通報によって不利な取扱いを受けないものとします。

⑩監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は職務の執行上支出した費用について当社に償還を請求することができ、請求があった場合には速やかに処理を行います。

⑪その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査役会は、社長及び取締役へ定期ヒアリングを行います。また、監査室長を招聘し、内部監査報告を実施するほか、会計監査人とも定期的な意見交換を行います。
・監査役は必要に応じて、重要会議に出席することができるものとします。
・社外監査役を通じ、監査の客観性と実効性を確保します。

⑫反社会的勢力排除に向けた体制

・当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは取引関係その他いかなる関係も持ちません。
・反社会的勢力による不当な要求には、警察当局等と連携しながら毅然たる態度で対応します。

2 株式会社の支配に関する基本方針

当社は株式会社の支配に関する基本方針を定めており、その概要（会社法施行規則第118条第３号に掲げる事項）は以下のとおりであります。

①基本方針の内容

当社は、当社の株券等の大規模買付行為またはその提案であっても、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、本来、株式会社の支配権の移転を伴う大規模買付行為またはその提案に応じるべきか否かの判断は、最終的には株主の皆様のご意思に基づき行われるべきものであります。

しかしながら、大規模買付行為の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、取締役会や株主が買付けの条件等について検討し、あるいは取締役会が代替案を策定するための十分な時間や情報を提供しないもの、大規模買付行為を行おうとする者の掲げる条件よりも有利な条件を提示するためにこれらの者との交渉を必要とするもの等、企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社としては、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた諸施策の潜在的効果、事業分野・人的ネットワークの有機的結合により実現され得るシナジー効果、その他当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上でなければ、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上させることは困難であると考えており、当社の株券等の大規模買付行為を行う者がこれらの要素を十分に把握し中

長期的な事業展開を行う者でなければ、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反することになると考えます。

こうした事情に鑑み、当社は、このような、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反する大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

②基本方針の実現に資する取組み

・当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に向けた取組みについて

＜当社の経営の基本理念について＞

当社は、「省エネルギー、省資源など地球環境に配慮し、豊かで快適な社会づくりに貢献する」という経営の基本理念のもと、電設資材商品の卸販売・空調部材等の製造販売を行っております。省エネルギーの推進、地球環境への配慮といった新しい価値観が時代のニーズをリードしておりますが、その中でも電気に関わる商品・製品が社会に果たす役割は無限にあるといっても過言ではありません。当社は、これらを安定供給するという社会的使命を果たしつつ、当社を取り巻く多くのステーク・ホルダーの信頼に応え、その責任を果たすことを通じて、企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上を図っております。

＜当社の企業価値の源泉について＞

当社は、1938年に特殊電動発動機の製造業として創業し、その後、電設資材商品の卸販売業へ転換し、さらに、商品を広く供給するという流通業としての使命に応えるべく営業の全国展開を行うとともに、空調部材等の製造販売業に進出する等して、今日に至っております。当社が、このように長きにわたり事業を展開することができているのは、当社の事業の背後にある経営の基本理念を、株主の皆様をはじめとするステーク・ホルダーにご理解いただけているからと考えております。

当社の特徴は、電設資材商品の卸販売、及び、空調部材等の製造販売を両輪として事業を展開していることにあります。電設資材商品の卸販売においては、豊富な商品知識と独自の調達機能を活かし、単なる商材の流通にとどまることなく付加価値の高い活きた商材を提供し続けることにより、業界最大手の規模と販売量を誇っております。他方、空調部材等の製造販売においては、独創性の高い製造技術や新たなニーズの発掘に基づく高品質な製品の提案により、高収益を生み出しております。かかる両輪のシナジー効果が、当社事業の継続的な成長につながっております。

また、当社は、電設資材商品の卸販売業として総合メーカーの傘下に入ることなく、経営の独立性を確保しているという特徴も有しております。このことにより、仕入面に関しては、特殊分野に特化した専門メーカーを中心として、幅広い商材の取扱いが可能となり、顧客のニーズに即応した供給体制を実現することができるとともに、専門メーカー等と共同して顧客のニーズを商品開発につなげることも可能となっています。加えて、販売面に関しては、総合メーカー主導の販売エリアの束縛を受

けることなく、主要都市に営業拠点を配置することができ、全国各地の顧客へ商品を供給することが可能となっています。さらに、メーカーと顧客をつなぐ卸販売業として、「人と人のつながり」、「会社と会社のつながり」を大切にする当社の社風は、創業から今日に至るまでの得意先・仕入先との相互研鑽を形成し、取引先相互の発展と良好な関係の構築に結実しております。

さらに、顧客満足度の向上、他社との差別化を図るためには、電設資材・空調部材等分野の専門家としての技術力を備えた人材が不可欠であり、このような技術力を備えた従業員が当社の経営資源の核となることから、当社はこれまでも優秀な人材の確保や継続的な育成に時間と資金を惜しまない経営方針を貫いてまいりました。当社は、今後とも、従業員とともに成長・発展していく企業であり続けたいと考えております。

当社がその社会的使命・責任を果たすためには、長期にわたる安定的な経営基盤の確保に努めることが必要であると考え、当社を支援してくださる株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして掲げております。

＜当社の今後の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に向けた取組みについて＞

当社は、今後も多くのステーク・ホルダーにご満足いただけるよう経営理念に基づき、その社会的使命・責任を果たしていくと同時に、中期経営計画に掲げる「自社製品の開発・拡充」をはじめとする重点施策を着実に実行し、収益力の向上及び持続的な成長を図ることによって、さらに企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上させることに努めてまいります。

・コーポレート・ガバナンスの整備

当社は、上記の取組みをより実効性あるものとするために、コーポレート・ガバナンスに重点を置いた経営を行っております。

経営上の意思決定・業務執行の監督を行う機関である取締役会の意思決定の客観性・合理性を担保し、これに対する監督機能の充実を図るべく社外取締役を複数選任するとともに、取締役の経営責任を明確にするべく取締役の任期を選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとしております。

また、経営チェック機関として、監査役は、取締役会の意思決定や取締役の業務執行を監査するほか、社長直属の専任部門である監査室とも緊密な連携をとり、また、会計監査人とも積極的な意見・情報交換等を行うことにより、監査役監査の実効性を高めております。

③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2017年５月15日開催の取締役会において、同年６月23日開催の第69期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）における株主の皆様のご承認を条件として、2014年５月14日開催の取締役会において継続することを決議し同年６月20日開催の第66期定時株主総会における承認により継続された「当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針」を再度継続（以下、継続後の対応方針

を「本プラン」といいます。）することを決議いたしました。

そして、当社定款第19条に基づき、本定時株主総会において、本プランへの継続について株主の皆様のご承認をいただきました。本プランの概要は以下のとおりであります。

・本プラン発動の対象となる買付行為

当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20％以上となる買付け、もしくは、当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20％以上となる公開買付けに該当する行為またはこれらに類似する行為（以下、「大規模買付行為」といいます。また、大規模買付行為を行おうとする者または大規模買付行為の提案を行う者を、以下、併せて「大規模買付者等」といいます。）がなされ、またはなされようとする場合が対象となります。

・情報提供とその評価・検討等

＜当社に対する情報提供＞

大規模買付者等には、大規模買付行為に先立ち、本プランに定められた手続（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を遵守する旨の誓約その他一定の事項を記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）を当社取締役会に対して提出していただきます。当社取締役会は、大規模買付者等に対して、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、大規模買付者等に対して、大規模買付行為に関する情報として当社への提出を求める事項を記載した書面（以下、「大規模買付情報リスト」といいます。）を交付し、大規模買付者等には、大規模買付情報リストに従い、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断並びに当社取締役会及び特別委員会の評価・検討等のために必要かつ十分な日本語で記載された情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を、当社取締役会が適切と判断する期限までに当社取締役会に書面で提供していただきます。大規模買付情報リストに含まれる情報の具体的な内容については、当社取締役会が、外部専門家等の助言を得た上で、当該大規模買付行為の内容及び態様等に照らして合理的に決定します。また、大規模買付者等が大規模買付情報リストに記載された項目に係る情報の一部について提供することができない場合には、当社取締役会は、大規模買付者等に対して、当該情報を提供することができない理由を具体的に示していただくよう求めます。

提出された大規模買付情報が、株主の皆様または当社取締役会もしくは特別委員会が当該大規模買付行為を評価・検討するための情報として十分でないと考えられる場合には、当社取締役会は、適宜回答期限を定めた上で大規模買付者等に対して追加的に情報提供を求めることがあります。また、当社取締役会は、株主の皆様または当社取締役会もしくは特別委員会が大規模買付行為を評価・検討するための必要かつ十分な情報が大規模買付者等から提出されたと判断する場合には、速やかにその旨の通知を大規模買付者等に行います。

なお、意向表明書の提出があった事実、及び、当社取締役会に提供された大規模買付情報その他の大規模買付行為に関連する情報（大規模買付情報リストにより提供を求めた情報のうち大規模買付者等から提供されなかった情報については、当該情報及び当該不提供の理由を含みます。）のうち、株

主の皆様のご判断のため開示することが妥当であると考えられるものにつきましては適時かつ適切に開示します。

＜当社取締役会による大規模買付情報の評価・検討等＞

大規模買付者等による大規模買付情報の提供が行われた後、当社取締役会は、これらの情報を評価・検討し、大規模買付者等との買付条件に関する交渉、当該大規模買付行為に対する意見形成、代替案の策定等を行います。また、当社取締役会は、本プランに基づく対抗措置の発動の是非について、特別委員会に諮問し、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得るものとします。

当社取締役会がこれらの評価・検討等を適切に行うために、最長60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる、当社の全ての株券等の大規模買付行為の場合）または最長90日間（それ以外の大規模買付行為の場合）の評価期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）を設定します。

当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、取締役会評価期間終了日までに、当社取締役会としての意見を取りまとめ、公表いたします。

また、当社は、当該決定がなされた場合は、速やかにその旨及び対抗措置発動の際には法令等により定められている事項のほか、当社取締役会が適切と認める事項について当社株主及び投資家の皆様に開示を行います。

なお、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動または不発動の決定に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合は、当社取締役会は、特別委員会の勧告に基づき、最長30日間取締役会評価期間を延長できるものとします。取締役会評価期間を延長する場合は、延長する日数及び延長の理由を速やかに情報開示いたします。

大規模買付者等は、取締役会評価期間が経過した後においてのみ大規模買付行為を開始することができるものとします。なお、株主総会を招集する場合については、下記をご参照ください。

・大規模買付行為がなされた場合の対応方針

＜大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守する場合＞

大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守する場合には、当社取締役会が仮に大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説得等を行う可能性は存するものの、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置を発動することはありません。大規模買付者等の提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該大規模買付行為の内容並びにそれに対する当社取締役会の意見及び代替案等をご考慮の上、ご判断いただくことになります。

ただし、大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守する場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、特別委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上させることを目的として、対抗措置の発動を決定することがあります。

＜大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守しない場合＞

大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守していないことが明らかな場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上させることを目的として、特別委員会の勧告を待たずに対抗措置の発動を決定することができるものとします。大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守していないと当社取締役会が判断するものの、それが必ずしも明らかではない場合には、当社取締役会は、大規模買付ルールが遵守されたか否かについて特別委員会に諮問し、大規模買付ルールが遵守されておらず対抗措置を発動すべきであると特別委員会が勧告する場合には、当社取締役会はその勧告を最大限尊重して対抗措置の発動を決定することがあります。

対抗措置の具体的な方策としては、原則として、新株予約権の無償割当てを行います。また、会社法その他法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

・株主総会の決議

特別委員会から対抗措置の発動の是非について株主総会に諮るよう勧告された場合においては、当社取締役会は、特別委員会による勧告を最大限尊重した上で、対抗措置としての新株予約権の無償割当てに関する議案を当社定款第12条第１項に基づき、当社株主総会に付議することがあります。当該株主総会が開催される場合には、大規模買付者等は、当該株主総会において新株予約権の無償割当てに関する決議がされた後においてのみ大規模買付行為を開始することができるものとします。当該株主総会において当該議案が可決された場合には、当社は、新株予約権の無償割当てを行います。

・特別委員会の概要

大規模買付ルールが遵守されたか否か、取締役会評価期間を延長するか否か、及び、大規模買付ルールが遵守された場合に一定の対抗措置を発動するか否か等の当社取締役会の判断の合理性・公正性を担保するために、当社は、取締役会から独立した機関として、特別委員会を設置します。

特別委員会は３名以上の委員により構成され、各委員は、当社取締役会が当社社外取締役、当社社外監査役及び社外の有識者（弁護士、税理士、公認会計士及び学識経験者等）の中から選任します。かかる特別委員会の決議は、原則として委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います。

・本プランの有効期間、廃止及び変更について

本プランの有効期間は、2020年６月に開催予定の当社定時株主総会の終結の時までといたします。なお、かかる有効期間の満了前であっても、（ⅰ）当社株主総会において本プランを廃止もしくは変更する旨の議案が承認された場合、または、（ⅱ）当社取締役会において本プランを廃止もしくは変更する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止または変更されるものとします。

④上記の具体的な取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社は、企業価値を安定的かつ持続的に向上させていくことこそが株主共同の利益の確保・向上のために最優先されるべき課題であると考え、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向

上を目的に、上記の基本方針の実現に資する取組みを行ってまいりました。これらの取組みの実施を通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させ、その向上が株主及び投資家の皆様による当社株式の評価に適正に反映されることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれのある大規模買付行為が困難になるものと考えられ、これらの取組みは、基本方針に資するものであると考えております。したがって、上記の基本方針の実現に資する取組みは基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

また、本プランは、上記のとおり、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上させる目的をもって継続されたものであり、基本方針に沿うものです。本プランは、株主総会において株主の皆様の承認を得た上で継続され、また、対抗措置の発動にあたって新株予約権の無償割当てに関する議案を株主総会に付議することがあるものとされており株主意思を重視するものであること、合理的かつ客観的な対抗措置発動要件が設定されていること、本プランの運用ないし対抗措置の発動に関する取締役会の判断の合理性・公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として特別委員会が設置され、かかる特別委員会の勧告を最大限尊重して取締役会が判断を行うこととされていること、本プランは有効期間の満了前であっても株主総会または株主総会で選任された取締役で構成された取締役会によりいつでも廃止することができ、また、当社取締役の任期は１年であり毎年の定時株主総会で取締役会の構成員の交代を一度に行うことができることから今後の本プランの更新、廃止について、株主の皆様の意思が反映されるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、当社取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

連結計算書類

連結貸借対照表 2019年3月31日現在

(単位：百万円)

資産の部	
科目	金額
流動資産	**162,999**
現金及び預金	60,325
受取手形及び売掛金	71,693
電子記録債権	15,541
有価証券	503
商品及び製品	11,770
仕掛品	291
原材料及び貯蔵品	1,780
その他	1,131
貸倒引当金	△ 37
固定資産	**39,455**
有形固定資産	**19,848**
建物及び構築物	6,269
機械装置及び運搬具	702
工具、器具及び備品	557
土地	12,204
建設仮勘定	114
無形固定資産	**1,421**
のれん	265
その他	1,156
投資その他の資産	**18,185**
投資有価証券	16,262
繰延税金資産	353
その他	1,653
貸倒引当金	△ 84
資産合計	**202,454**

負債の部	
科目	金額
流動負債	**74,157**
支払手形及び買掛金	60,420
電子記録債務	1,954
短期借入金	409
未払法人税等	2,803
賞与引当金	4,642
役員賞与引当金	187
製品保証引当金	151
その他	3,588
固定負債	**5,697**
繰延税金負債	4
退職給付に係る負債	50
その他	5,643
負債合計	**79,855**
純資産の部	
株主資本	**116,509**
資本金	**13,962**
資本剰余金	**14,242**
利益剰余金	**90,180**
自己株式	**△ 1,875**
その他の包括利益累計額	**5,451**
その他有価証券評価差額金	**5,249**
為替換算調整勘定	**202**
新株予約権	**552**
非支配株主持分	**85**
純資産合計	**122,598**
負債・純資産合計	**202,454**

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 2018年4月1日から2019年3月31日まで

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**278,525**
売上原価		**234,231**
売上総利益		**44,294**
販売費及び一般管理費		**30,179**
営業利益		**14,114**
営業外収益		
受取利息	54	
受取配当金	436	
仕入割引	1,001	
その他	310	1,804
営業外費用		
支払利息	38	
売上割引	1,283	
その他	120	1,441
経常利益		**14,477**
特別利益		
投資有価証券売却益	36	
固定資産売却益	2	38
特別損失		
固定資産除却損	124	
固定資産売却損	0	124
税金等調整前当期純利益		**14,390**
法人税、住民税及び事業税	4,984	
法人税等調整額	△ 56	4,927
当期純利益		**9,462**
非支配株主に帰属する当期純利益		0
親会社株主に帰属する当期純利益		**9,462**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 2018年4月1日から2019年3月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	13,565	13,845	84,915	△ 172	112,154
連結会計年度中の変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	397	397			794
剰余金の配当			△ 4,198		△ 4,198
親会社株主に帰属する当期純利益			9,462		9,462
自己株式の取得				△ 1,702	△ 1,702
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					—
連結会計年度中の変動額合計	397	397	5,264	△ 1,702	4,355
当期末残高	13,962	14,242	90,180	△ 1,875	116,509

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	6,107	170	6,278	411	85	118,928
連結会計年度中の変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）						794
剰余金の配当						△ 4,198
親会社株主に帰属する当期純利益						9,462
自己株式の取得						△ 1,702
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△ 858	31	△ 827	140	0	△ 685
連結会計年度中の変動額合計	△ 858	31	△ 827	140	0	3,670
当期末残高	5,249	202	5,451	552	85	122,598

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 2019年3月31日現在

（単位：百万円）

資産の部

科目	金額
流動資産	**153,921**
現金及び預金	58,500
受取手形	12,166
電子記録債権	14,783
売掛金	56,404
有価証券	503
商品及び製品	10,300
原材料及び貯蔵品	326
前渡金	91
前払費用	176
未収入金	695
その他	8
貸倒引当金	△ 36
固定資産	**46,697**
有形固定資産	**15,313**
建物	4,051
構築物	55
機械及び装置	351
車両運搬具	92
工具、器具及び備品	339
土地	10,416
建設仮勘定	6
無形固定資産	**887**
ソフトウェア	694
ソフトウェア仮勘定	141
電話加入権	34
その他	16
投資その他の資産	**30,496**
投資有価証券	15,300
関係会社株式	8,428
出資金	7
関係会社長期貸付金	5,300
破産更生債権等	153
長期前払費用	71
差入保証金	538
保険積立金	628
繰延税金資産	102
その他	49
貸倒引当金	△ 84
資産合計	**200,618**

負債の部

科目	金額
流動負債	**71,913**
支払手形	1,196
電子記録債務	2,220
買掛金	58,217
未払金	1,235
未払費用	624
未払法人税等	2,700
未払消費税等	707
前受金	424
預り金	63
前受収益	4
賞与引当金	4,284
役員賞与引当金	187
その他	46
固定負債	**5,390**
長期預り保証金	5,338
その他	52
負債合計	**77,304**

純資産の部

株主資本	**117,559**
資本金	**13,962**
資本剰余金	**14,242**
資本準備金	14,171
その他資本剰余金	71
利益剰余金	**91,229**
利益準備金	807
その他利益剰余金	90,422
別途積立金	35,500
繰越利益剰余金	54,922
自己株式	△ 1,875
評価・換算差額等	**5,202**
その他有価証券評価差額金	**5,202**
新株予約権	**552**
純資産合計	**123,314**
負債・純資産合計	**200,618**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 2018年4月1日から2019年3月31日まで

(単位：百万円)

科目		金額
売上高		**266,044**
売上原価		**227,372**
売上総利益		**38,671**
販売費及び一般管理費		**24,931**
営業利益		**13,740**
営業外収益		
受取利息	108	
受取配当金	270	
仕入割引	997	
その他	296	1,672
営業外費用		
支払利息	27	
売上割引	1,256	
その他	97	1,382
経常利益		**14,030**
特別利益		
投資有価証券売却益	36	
固定資産売却益	2	38
特別損失		
固定資産売却損	202	
固定資産除却損	1	204
税引前当期純利益		**13,863**
法人税、住民税及び事業税	4,809	
法人税等調整額	△ 296	4,512
当期純利益		**9,350**

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 2018年４月１日から2019年３月31日まで

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	13,565	13,774	71	13,845	807	35,500	49,770	86,077	△ 172	113,315
事業年度中の変動額										
新株の発行（新株予約権の行使）	397	397		397						794
剰余金の配当							△ 4,198	△ 4,198		△ 4,198
当期純利益							9,350	9,350		9,350
自己株式の取得									△ 1,702	△ 1,702
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）										—
事業年度中の変動額合計	397	397	—	397	—	—	5,152	5,152	△ 1,702	4,244
当期末残高	13,962	14,171	71	14,242	807	35,500	54,922	91,229	△ 1,875	117,559

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	6,053	6,053	411	119,779
事業年度中の変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）				794
剰余金の配当				△ 4,198
当期純利益				9,350
自己株式の取得				△ 1,702
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△ 850	△ 850	140	△ 709
事業年度中の変動額合計	△ 850	△ 850	140	3,534
当期末残高	5,202	5,202	552	123,314

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

２０１９年5月１０日

因幡電機産業株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　新　免　和　久　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　木戸脇　美　紀　㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、因幡電機産業株式会社の２０１８年４月１日から２０１９年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、因幡電機産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

２０１９年5月１０日

因幡電機産業株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　新　免　和　久　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　木戸脇　美　紀　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、因幡電機産業株式会社の２０１８年４月１日から２０１９年３月３１日までの第７１期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、２０１８年４月１日から２０１９年３月３１日までの第７１期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴き、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第１００条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第１１８条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第１３１条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成１７年１０月２８日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第１１８条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

⑵計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

２０１９年5月１０日

因幡電機産業株式会社　監査役会

常勤監査役　石　本　朝　史　㊞

社外監査役　井之上　明　彦　㊞

社外監査役　伊　藤　芳　晃　㊞

以　上

株主総会会場ご案内図

会 場

大阪市西区立売堀４丁目11番14号

当社 11階会議室

交 通

地下鉄（中央線・千日前線）

阿波座駅 下車（４番出口すぐ）

※ なお、駐車場の準備はいたしておりませんので、あしからずご了承くださいますようお願い申しあげます。

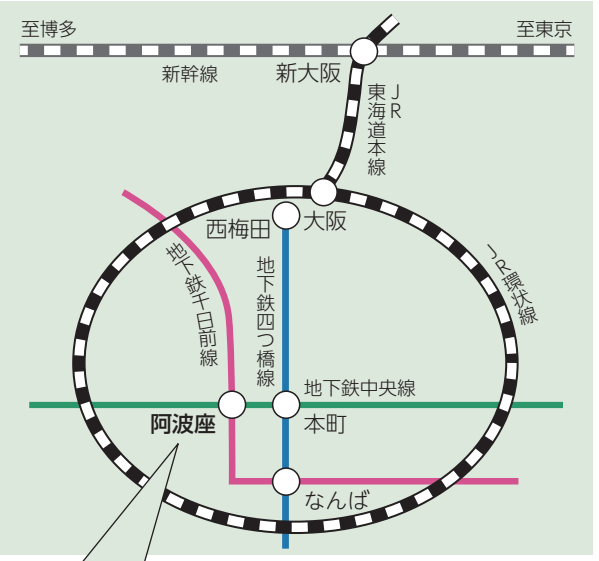

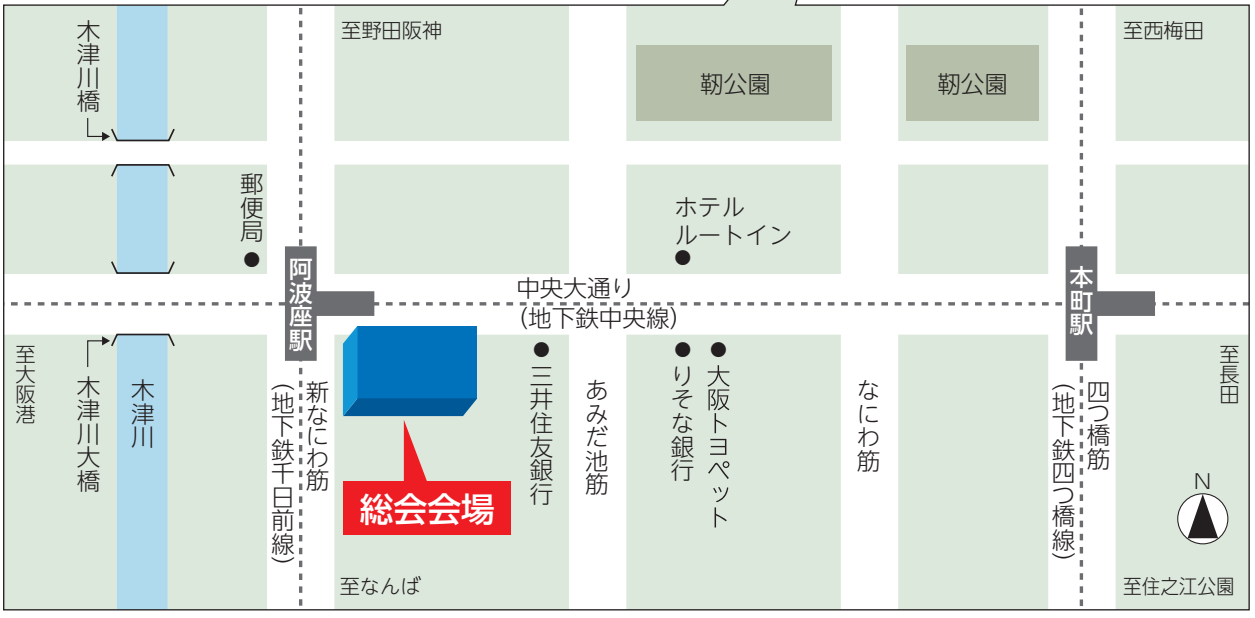

因幡電機産業株式会社

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。